⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Nagoya-daini-kanjo Expressway Onishiminami-daini Bridge and 10 other Bridges (Steel Superstructure)
⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 16 April 2018
⑸　Due date for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. 1 May 2018. Opening of tenders : 2 : 30 P.M. 20 June 2018. Provided that all participants are chosen as for tenders, Opening of tenders : 2 : 30 P.M. 31 May 2018
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Contract Team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003 Tel.052―222―1447

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年3月2日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　近藤　清久
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　名古屋第二環状自動車道　春田野第二高架橋他7橋（鋼上部工）工事　（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所
自）　愛知県名古屋市港区西蟹田
至）　愛知県名古屋市港区南陽町
⑷　工事内容　本工事は、名古屋第二環状自動車道における春田野第二高架橋他7橋の鋼橋上部工の工事である。
⑸　工事概算数量
西蟹田（第三、第四、第五）高架橋（内回り・外回り）：鋼（5、5、5）径間連続少数鈑桁橋　橋長258.0、260.0、263.0m、最大支間長55.0m、鋼重約3,140ｔ
春田野（第一、第二）高架橋（内回り・外回り）：鋼（4、7）径間連続少数鈑桁橋　橋長220.0、318.5m、最大支間長55.0m、鋼重約2,360ｔ
大西北第一高架橋（内回り・外回り）：鋼6径間連続少数鈑桁橋　橋長264.5m、最大支間長51.0m、鋼重約1,130ｔ
富田ＩＣ南側（ＯＮ・ＯＦＦ）ランプ橋：鋼（4、5）径間連続少数鈑桁橋　橋長255.0、182.5m、最大支間長54.0m、鋼重約720ｔ
架設方法：クレーンベント架設工法
⑹　工期　契約締結の翌日から720日間
⑺　使用する資機材
鋼材　約7,300t
ＰＣ床版　約31,100㎡
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、入札時にあらかじめ指定する範囲についての工事目的物の機能、性能等を低下させずにコストを低減する提案（以下「技術提案」という。）を求める工事である。
⑽　本工事は、総合評価提案資料を求め、価格と価格以外との要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画の変更を伴う提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や契約単価項目が変更となる提案は不採用とする。
⑾　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札により難いものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書（様式1）を提出して郵送で行う紙入札方式によることができる。
⑿　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合は、この限りでない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
2　競争参加資格　本工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合
「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の鋼橋上部工工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（鋼橋上部工工事）であること。）であること。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合
「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の鋼橋上部工工事を有している者の2者又は3者で構成された共同企業体（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（鋼橋上部工工事）であること。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。
⑷　施工実績　平成14年度以降に元請としてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。
なお、求める実績1、求める実績2及び求める実績3に対して提出できる施工実績は各々1件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）
①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績1　鋼連続桁橋の工場製作
求める実績2　クレーンベント工法により架設した最大支間長40m以上ある鋼連続桁橋の工事
求める実績3　鋼上部工又は鋼製橋脚で板厚50mm以上の鋼板を突合せによる現場溶接を行った工事（注：突合せ現場溶接の板厚は、突き合わせる2枚の鋼板の薄い方の板厚とする。）
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績1　鋼連続桁橋の工場製作
求める実績2　クレーンベント工法により架設した鋼連続桁橋の工事
求める実績3　鋼上部工又は鋼製橋脚で鋼板を突合せによる現場溶接を行った工事
⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域1」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合にあっては、各構成員が当該期間において資格登録停止を受けていないこと。
⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
①　各構成員が本工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。